

第75回 人権週間12月4日(月)～10日(日) ～「誰か」のことじゃない～

12月10日は「人権デー」です。1948年のこの日「世界人権宣言」が国連で採択され、今年で75年目を迎えました。世界中の全ての人はみんな同じ人権を持つかけがえのない存在です。それぞれの個性や生き方の違いを大切にして、すべての人の人権が尊重される豊かな社会をつくりましょう。

特設人権相談所 ～人権擁護委員はあなたの相談パートナーです～

一人で悩まずにお気軽にご相談ください。秘密は厳守されます。

◆日 時 12月4日(月) 10:00～15:00

◆場 所 福祉センター3階

◆相談員 法務局職員、法務省人権擁護委員

さかもとひとし 氏(湯川町丸山) ・ もりかわまさのり 氏(湯川町財部)
はやしちよ 氏(蘭) ・ やまもとしゅうこ 氏(藤田町藤井) ・ やまもとあきら 氏(野口)
しみずのりこ 氏(塩屋町北塩屋) ・ うとうまさる 氏(名田町楠井)



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

※人権擁護委員の自宅及び法務局(☎0570-003-110)でも常時相談を受けています。

◆主 催 御坊人権擁護委員協議会 御坊分会

◆後 援 和歌山地方法務局 御坊支局

街頭啓発を実施します！～人権尊重思想の普及高揚をめざして～

街頭で啓発物品の配布を行い、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけます。

日 時	12月4日(月)	
	7:45～8:45	15:30～16:30
場 所	JR御坊駅	ロマンシティ御坊店

◆問い合わせ 社会福祉課 人権・男女共同参画推進室 ☎0738-23-5508 FAX0738-24-2390

12月3日から12月9日は障害者週間

12月3日から12月9日は「障害者週間」です。私たちが住む御坊市にも、障害のある方が多く住まれています。障害のある方が、あらゆる分野の活動へ参加することを促進するために、「障害者基本法」が設けられています。この機会に障害や障害者に対する関心や理解を深めていただきますようお願いいたします。

障害者とは

身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む)・その他心身の機能に障害があり、障害者手帳を持っていない方も含まれます。

わたしたちができる心づかい

- ・視力障害者を誘導する点字ブロックの上に、自転車等の障害物を置かないようにしましょう。
- ・多目的トイレは障害のある方などを優先しましょう。
- ・車いすの方には代わりに棚の上のほうにあるものをもってあげたり、床に落ちた物を拾ってあげたりしましょう。



ご存知ですか?ヘルプマーク

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方がいます。
このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

ヘルプマーク



◆問い合わせ 健康福祉課 障害福祉係 ☎0738-23-5645 FAX0738-24-2390